

群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業実施要領

1 事業目的

本事業は、小児急病時の保護者の不安を軽減するとともに、症状に応じた適正な受診を促すことにより、安定した小児救急医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業内容

本事業は、乳幼児の保護者、子育てを支援する者、地域住民等を対象として、次のいずれか、又は両方の内容を含む講習会を実施するものとする。

- (1) 小児科医を講師とした、小児の急病時の対応方法等についての講習
- (2) 地域の小児医療を主に支える小児科医を講師とした、当該地域における小児医療の現状についての情報提供

3 実施方法

本事業は、次のいずれかの方法により実施する。

- (1) 県（知事又は保健福祉事務所長若しくは他の地域機関の長）による実施
- (2) 団体（地域の子育て支援活動を行う団体・サークル、特定非営利活動法人、保育所、医療機関、医師会、市町村又はその他の団体）への委託による実施

4 委託方法

本事業を団体に委託する場合は、次の手順によるものとする。

- (1) 知事は、事業の仕様を定めた上で、各保健福祉事務所、各市町村及びその他関係機関への通知、並びに県ホームページへの掲載等の方法により、事業の実施計画を公募する。
- (2) 事業の実施を希望する団体は、知事が別途定める期限までに実施計画書（様式第1号）を知事あて提出し、知事は、提出された実施計画書の内容を審査の上、予算の範囲内で事業の全体計画（採用する実施計画）を決定する。
- (3) 知事は、全体計画に基づく事業を実施できる団体を指名し、委託事業者を決定する。知事と委託事業者は、業務委託契約書（様式第2号）により契約を締結する。
- (4) 委託事業者は、事業を完了したときは、業務委託契約書の定めにより、実績報告書（様式第3号）を知事あて提出する。

5 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成２７年６月１９日から施行し、群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業委託実施要綱は廃止する。

この要領は、平成２９年５月２６日から施行する。

この要領は、令和４年５月２６日から施行する。

この要領は、令和５年８月１４日から施行する。